

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
宅地建物取引業法による公開による聴聞(四六八・建築住宅課).....	1
公告	
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(秋田地域振興局農林部).....	1
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部).....	2

告 示

秋田県告示第四百六十八号
 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の第十五第五項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の第十五第三項の規定に基づき、公示する。
 平成十七年五月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 聴聞の日時 平成十七年五月十一日 午前十時
- 二 聴聞の場所 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地方総合庁舎第三会議室
- 三 被聴聞者の住所及び氏名
 - (一) 住所 秋田市手形字大沢三百九十四
 - (二) 氏名 秋田不動産株式会社 代表取締役 菊 地 國 晴

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋

田市旭川筋土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年五月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

- 秋田市外旭川字神田三十番地
- 添川字添川百七十一番地一
- 外旭川字梶ノ目九十一番地六
- 字松崎百九番地
- 字堂ノ前百八番地
- 広面字二ツ屋十四番地
- 寺内堂ノ沢二丁目十五番十四号
- 外旭川字家ノ前五十二番地
- 字潟堰下百二番地二
- 泉三嶽根六番五号

二 就任理事の住所及び氏名

- 秋田市外旭川字梶ノ目九十一番地六
- 字松崎百二十一番地
- 字堂ノ前百八番地
- 字前谷地七十二番地
- 字神田三十番地
- 字家ノ前五十二番地
- 泉三嶽根六番五号
- 寺内堂ノ沢二丁目十五番十四号
- 広面字二ツ屋十四番地
- 旭川新藤田東町九番十九号
- 退任監事の住所及び氏名
 - 秋田市外旭川八幡田一丁目三番八号
 - 旭川新藤田東町九番十九号
 - 外旭川字梶ノ目百六十番地
- 就任監事の住所及び氏名
 - 秋田市外旭川字梶ノ目八十七番地
 - 八幡田一丁目三番八号
 - 濁川字蟹子沢五十四番地

- 佐藤 國夫
- 船木 洋悦
- 谷々 兼一
- 三浦 竹治郎
- 加賀屋 金雄
- 佐々木 秀直
- 星野 甚一郎
- 関谷 甚一
- 佐藤 吉兵工
- 高橋 清一
- 谷々 兼一
- 三浦 孝市
- 加賀屋 金雄
- 佐藤 登
- 佐藤 國夫
- 関谷 甚一
- 高橋 清一
- 星野 甚一郎
- 佐々木 秀直
- 高橋 忠夫
- 三浦 啓市
- 高橋 忠夫
- 佐藤 金茂
- 佐藤 金茂
- 佐藤 久志
- 三浦 啓市
- 船木 啓市

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田県七滝土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年四月二十五日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年五月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

発 行 者 秋 田 県

購 読 料 金

一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 者 印 刷 所

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(862)8766 FAX(863)0005
 E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社